

労働者派遣事業に係わる情報公開

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 5 項の規定に従い、当事業所における労働者派遣事業に係る情報を以下の通りお知らせ致します。

1. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定について

①労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定を締結しているか
労使協定を締結している。

②協定対象派遣労働者の範囲

派遣先で業務に従事する従業員すべてを対象とする。

③協定の有効期間の終期

令和 3 年 3 月 3 1 日